1	+쏘 소소	4		
(	は れっこう しゅうしゅう はいしゅう しゅう はいしゅう しゅう はいしゅう はい	- 1	=	١

( 番 号 ) 年 月 日

山梨県知事

富士山安全指導センター運営協議会 会 長

年度富士山安全指導センター運営費補助金交付申請について

このことについて、次のとおり交付していただきたく関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類 事業計画書

収支予算書

その他知事が必要と認める書類

## 事業計画書

- 1 計画の概要
  - (事業の概要を記入) 別紙可
- 2 実 施 計 画

(主な事業の実施内容を記入) 別紙可

(様式第4号)

( 番 号 )年 月 日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会

会 長

年度富士山安全指導センター運営費補助金に係る 補助事業により取得した財産処分承認申請書

年度富士山安全指導センター運営費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、富士山安全指導センター運営費補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第5号)

( 番 号 ) 年 月 日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会

会 長

富士山安全指導センター運営費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 号をもって交付決定があったこのことについて、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、富士山安全指導センター運営費補助金 交付要綱第10条の規定により申請します。

## 変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書(様式第2号による)
- 3 事業予算書(様式第3号による)
  - (注)上段に変更前の事項を()書きし、下段に変更しようとする事項を記載すること。

中止(廃止)の場合

1 中止(廃止)の理由

(様式第6号)

( 番 号 )年 月 日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会 会 長

平成 年度富士山安全指導センター運営費補助金実績報告について

年 月 日付け 号で交付決定のあったこのことについて、 富士山安全指導センター運営費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとお り関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額

円

2 添付書類

事業報告書

収支決算書

写真

その他知事が必要と認める書類

( 番 号 )年 月 日

富士山安全指導センター運営協議会

会 長 殿

山梨県知事

## 富士山安全指導センター運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富士山安全指導センター運営費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付けで申請のあった交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。 補助事業に要する経費 円

補助事業に要する経費補助金の交付決定額

円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
- (1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
  - ア 補助対象経費の各経費区分相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
  - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部 の変更

- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が 困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければなら ない。
- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
- (1)次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2)補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分 に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ず る。
- (3)交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4)補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日(廃止の承認を受けた場合はその承認の日)から起算して一箇月を経過した日又は 年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5年間、整備保管しておかなければならない。

1	様式第	О	므	`
(	仮れ先	О	5	)

( 番 号 ) 年 月 日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会 会 長 ,

## 概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった富士山安全指導センター運営費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額

円

2 内 訳

補助金交付 決定額	既概算交付額	差 引 額	今回概算請求額	備考

- 3 概算払い請求の理由
- 4 支払いの方法

(1)現 金 指定金融機関名

(2)口座振替 振替先銀行名

預金種別(当座・普通)

口座名